

「社会体制と法」研究会

事務局ニュース No.39 2018/04/4

【目次】

- 1 2018 年度研究総会開催のお知らせ
- 2 会誌発行のお知らせ
- 3 会費の納入のお願い

1 2018 年度研究総会開催のお知らせ

お手数ですが以下の研究総会にご出席予定の会員の方は、同日 18 時 30 分より予定している懇親会のご出席の可否と併せて、5 月 6 日（日）までに事務局（坂口一成）までご連絡いただけると幸いです。

日 時：2018 年 6 月 1 日（金）

13 時より事務総会、13 時 30 分より研究総会

場 所：大阪大学中之島センター 4 階 404 講義室

（地図は 6 頁をご覧ください）

* 当日 11 時より、上記会場にて運営委員会を開催いたしますので、運営委員・会計監査はご参集下さい。

（次頁に続く）

2 会費納入のお願い

会員の皆様には、2018年度までの会費(4,000円)の納入をお願いいたします。会費振込用口座の情報については次をご覧ください。

※なお2017年度以前の未納分がある方、または2018年度分の会費をすでに納入いただいた方もいらっしゃいます。納入をお願いする年度についてはメール本文で記載しておりますので、ご確認ください。

会費振込用口座（郵便振替口座）

口座番号：00980-4-149498

加入者名：「社会体制と法」研究会

銀行名： ゆうちょ銀行

金融機関コード： 9900

店番： 099

店名： ○九九店（ゼロキュウキュウ店）

預金種目： 当座

口座番号： 0149498

カナ氏名（受取人名）： 「シャカイタイセイトハウ」ケンキュウカイ

「社会体制と法」研究会事務局

〒560-0043 大阪府豊中市待兼山町 1-6

大阪大学大学院法学研究科 坂口研究室内

Tel :

Fax :

Mail :

研究会サイト URL: <http://assls.sakura.ne.jp/>

研究総会

(1) 企画委員より

渋谷 謙次郎 (神戸大学)

今回は諸般の事情により統一テーマを立てることを断念した代わりに、下記の通り、4人の方に個別報告をお願いしました。一般理論、東欧、中国、旧ソ連と多岐にわたるテーマで、なおかつ後半では、これから修士論文を作成する若手の方にも報告に加わっていただき、いずれも大変興味深いテーマかと思っておりますので、多くの方のご出席・アドバイスを期待しております。ちょうど比較法学会でいうミニシンポジウム方式ではなく部会方式(個別報告の集積)となりますが、その点、ご了承いただければ幸いです。

(2) プログラム

司会 渋谷 謙次郎 (予定)

13:30～14:30 森下 敏男 (神戸大名誉教授)

「藤田勇著『法と経済の一般理論』批判」

14:30～15:30 大場 佐和子 (日本学術振興会特別研究員、同志社大学)

「ネイション・ステイトと憲法上の『国民』の含意

—チェコスロヴァキア、チェコ、スロヴァキアの場合—

15:30～15:40 休憩

15:40～16:40 松本 未希子 (神戸大学大学院修士課程)

「中国社区において生成される『行政法』(仮題)

16:40～17:40 竹内 大樹 (神戸大学大学院修士課程)

「ロシア連邦と『在外同胞』支援

—独立後のラトヴィア共和国を素材として—

※いずれも質疑応答の時間を含みます。

(3) 報告要旨

藤田勇著『法と経済の一般理論』批判

森下 敏男

- ① 歴史は繰り返す—1度目は悲劇として、2度目は喜劇として、3度目は挽歌として。
- ② 生産関係を法的関係とみなすことの根本的矛盾
- ③ マルクスの方法からヘーゲル・モデルへ、「経済学の方法」から「放射状型」モデルへ、下向分析の欠如。

参考論文：森下敏男「藤田勇教授著『法と経済の一般理論』批判(1)マルクス主義法学終焉論の最終章」、『神戸法学雑誌』67巻2号(2017年)、1~145頁

* CiNii で検索のうえ、機関リポジトリよりダウンロード可能

ネーション・ステイトと憲法上の『国民』の含意 —チェコスロヴァキア、チェコ、スロヴァキアの場合

大場 佐和子

1920年チェコスロヴァキア共和国憲法は、「チェコスロヴァキア人」のネーション・ステイトであることを表明したが、同憲法では「国民」を意味する2つの単語（「ナーロト」と「スタートニー・オブチャン」）を使い分けることで、「エトノス」性の強い「国民」概念と、ズデーテン・ドイツ人などのナショナル・マイノリティをも包含する「デモス」としての「国民」概念とを併存させた。しかし、1948年、1960年、1968年の各社会主義憲法においては、ソ連の場合（全人民国家論）とは異なり、ナショナル・マイノリティも統合する「社会主義的デモス」の要素は必ずしも明瞭ではなかった。そして、1993年1月の連邦分離後、チェコ共和国憲法が「デモス」の要素を強調したのに対し、スロヴァキア共和国憲法では「エトノス」性を前面に出した。これらの憲法が示す国民観の相違の背景を考察する。

中国社区において生成される『行政法』（仮題）

松本 未希子

中国では、国家法として、行政訴訟法や行政手続法、行政強制法、行政許可法などの行政法が存在します。一方で、中国社区では、居民委員会などの自治組織が行政的な役割を多く担っており、居民委員会は行政機関ではないため、上記の行政法は適用されないと考えられます。社区規則を定め、社区内での紛争を自主的に解決することが試みられる中、社区において国家法とは異なる「行政法」が生まれているのではないかという仮説のもと、その検証を行います。

ロシア連邦と『在外同胞』支援
—独立後のラトヴィア共和国を素材として—

竹内 大樹

1999年5月24日施行のロシア連邦法「在外同胞に対するロシア連邦の国家政策に関する法律」(Закон о государственной политике Российской Федерации в отношении соотечественников за рубежом)第1条2項以下によると、ロシア連邦における«Соотечественник» (Sootjehjestvjennik, 同胞)の定義は、①ロシア連邦の領土の外に居住するロシア連邦市民、②ロシア連邦の領土の外に居住する者やその子孫で、原則としてロシア連邦領土に何代にも亘り居住している者 (исторически проживающие на территории Российской Федерации) に属する者、③ロシア連邦との精神的、文化的、法的関係のために自由選択を為し、直系親族が以前ロシア連邦領土に居住していた者で、ソ連市民であった者、旧ソ連構成国に居住する者、旧ソ連構成国の国籍を取得した者または無国籍者となった者を含む、とされている。

そこで本発表では、国内に全人口比25%ものロシア系住民を抱えているラトヴィア共和国における「歴史認識問題」ならびに「教育言語問題」を取り上げ、それらに対してどのようにロシア連邦が「在外同胞支援」の観点からアクションを起こしているのかについて検討する。

(以上)

会場案内

高解像度版 (http://www.onc.osaka-u.ac.jp/others/map/img/map_jn.pdf)

